HOT STORY

ソフトバンクG、ヤフー再編で税メリット

電子版 Selection

ソフトバンクグループ（ＳＢＧ）は6月27日付で、ヤフーを巡るグループ内の資本再編を完了させた。ヤフーの親会社はＳＢＧから国内通信子会社ソフトバンク（ＳＢ）に移り、5000億円強の資金がＳＢＧに入る。ヤフーの第三者割当増資と自社株ＴＯＢ（株式公開買い付け）を組み合わせたことで、ＳＢＧ側に税メリットが生じる見通し。2018年3月期もグループ内の資本移動に関連し、巨額の税務上の欠損金を出して法人税を払っていない。資金流出を抑え、株主価値の最大化を図る手法とみるべきなのか。税務の視点から追ってみた。

今回の再編で、ＳＢはこれまで兄弟会社だったヤフーと親子の関係になる。ＳＢの宮内謙社長は独立した上場会社として通信以外の新規事業に成長を求めるには、兄弟会社のヤフーとの関係を深めるのがベストと考えた。事業上の相乗効果が再編の狙いという。

再編のスキームは入り組んでいる。ＳＢＧは同社からＳＢに直接ヤフー株を譲渡するのではなく、ヤフーの自社株買いや増資を組み合わせた。

＃　＃　＃

まず、ヤフーがＳＢを割当先とする第三者割当増資を実施した。新株約15億株を発行し、4565億円を調達する。次にヤフーはＴＯＢによって自社株を買い取る。この自社株買いにヤフー株を約18億株持つＳＢＧの中間持ち株会社ソフトバンクグループジャパン（ＳＢＧＪ）が保有株の売却で応じる。

この一連の取引で、最も税務上のメリットを享受するのは、ＳＢＧＪだ。

決算発表するソフトバンクグループの孫正義会長兼社長（5月、東京都千代田区）

ヤフー株と引き換えに親会社に現金が移る

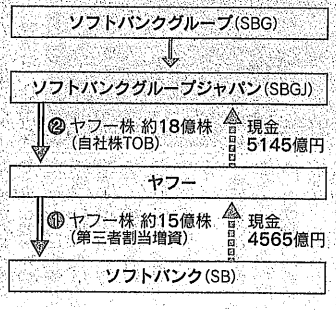

ＳＢＧＪはＴＯＢに応募し、5145億円を受け取るが、この大半について税金がかからない。

読み解くヒントは「みなし配当」だ。今回のスキームでいえば、ＳＢＧＪがＴＯＢに応募して受け取る資金のうち、ヤフーの資本金などの額を超える部分を指す。

公表情報をもとに試算してみた。計算式は、ＴＯＢの対価から、ヤフー株の資本持ち分と負債利子を引いた額だ。ＳＢＧＪはヤフー株の約36％を保有する。資本持ち分の計算には、税務上の資本金を使うが、開示されていないため、会計上の数値で推計する。ヤフーの資本金と資本剰余金（単体）は合計で約130億円。この36％にあたる約47億円と、負債利子（非開示、比較的少額と仮定）を5145億円から引く。

ＴＯＢ対価（5145億円）－130億円（ヤフーの資本金）×36％（保有比率）＝5000億円超

概算では、5000億円を超える規模の金額が「みなし配当」となる。ＳＢＧＪはヤフー株の約36％、つまり3分の1以上を保有していた。法人税法の規定により、ＴＯＢに応じてＳＢＧＪが得た売却代金は配当を受け取ったとみなされ（みなし配当）、3分の1以上を保有する株主の場合、大半が課税対象にならない「益金不算入」（税金の計算にいれなくてよい）となる。

次にＳＢＧＪとヤフーの間の譲渡損益を考える。ＴＯＢ対価からヤフー株の取得原価を差し引いて計算するが、ＳＢＧとヤフーは取得原価を「開示しない」としており、推計が難しい。ヤフー株の売却によって益がでれば課税され、損が出れば他の所得と通算して税金を減らすことができる。

単純にＳＢＧがＳＢに直接ヤフー株を譲渡したとしたらどうか。売却価格から取得価格を引いた差額は利益として、課税対象になる。つまり税務上は正反対の結果となる。

組織再編や同族会社の間の取引では企業と国税当局の間で係争が起きることがある。ＩＢＭが子会社株の売買に伴う税務上の赤字を連結納税を使ってグループ内で相殺したことなどが問題となった。東京国税局は「節税が主目的だ」として、法人税法132条（行為計算否認）の規定を使い、約3995億円の申告漏れを指摘した。ただＩＢＭ側が不服として争った結果、2016年には課税が取り消される判決が確定した。

＃　＃　＃
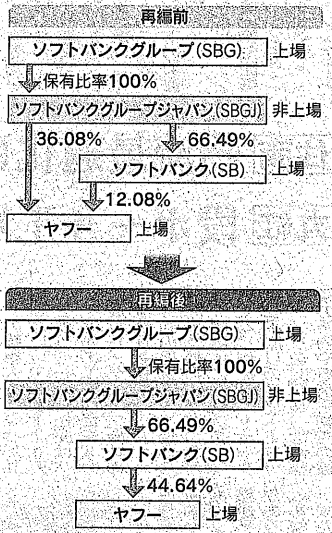
専門家の評価は分かれている。日本税制研究所の朝長英樹氏は「ＩＢＭ訴訟と同様の問題があるとの指摘を受けるリスクは残る。取引が経済合理性のあるものか、そして不自然・不合理な点がないかどうかが当局の判断の焦点となる」と指摘する。一方、鳥飼総合法律事務所の高田貴史氏は「節税のみを目的にした再編だと明確に示す情報がない限り、（法人税の負担を不当に減少させたと指摘するのは）かなり難しいだろう」とみる。「税務のプロなら当然とりうる手段だ。グループ外に資金流出せず、節税メリットもとれる」と話している。（井川遼、川瀬智淨）